

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画緑地を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画を定める土地の区域

埼玉県比企郡吉見町大字中曾根、大字上砂、大字一ツ木、大字地頭方、大字明秋、大字今泉、大字上細谷、大字松崎、大字本沢、大字小荒井、大字丸貫、大字中荒井、大字蚊斗谷、大字大和田、大字北下砂、大字古名新田、大字山口及び大字古名地内

### 二 都市計画に係る緑地の名称

東松山都市計画緑地 第三号 吉見総合運動公園